様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	橿原市
4. 届出番号	22
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html

執行機関名　橿原市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害老人等医療費助成のひとり親)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		橿原市個人番号の利用に関する条例　別表第1　第6の項 医療費の助成又は貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	橿原市重度心身障害老人等医療費助成に関する要綱(平成14年告示第186号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条　この要綱は、重度心身障がい老人等が老後において、心身に重度の障がいがあるため受療の機会が多く、また、ひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)その他法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額(以下「一部負担金等」という。)について助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		橿原市重度心身障害老人等医療費助成に関する要綱(平成14年告示第186号)